

令和3年3月31日

加盟団体 会長 様

一般財団法人新潟県剣道連盟
会長 浅原 行雄
[公印省略]

新潟会場「剣道公認審判員講習・同審査会」の開催について（ご案内）

早春の候、貴台はじめ会員の皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。
さて、令和3年度のみだしの講習会及び認定審査会を開催しますので、ご案内申し上げます。
本講習会受講後、当日の審査会も受審できます。
なお、新型コロナウイルス感染拡大予防により午前中のみ全体講習となります。

記

1 目的

- (1) 県内における剣士が、新剣連主催及び後援剣道大会等において、適正かつ厳正な審判ができるよう公認審判員講習会を受講し、正しい審判知識・所作等を会得してもらうとともに審判上の共通理解を図る。
- (2) 「新型コロナウイルス感染症が終息するまでの暫定的な試合・審判法」の周知徹底を図る。

2 対象者

- (1) 未資格者で、公認審判認定資格審査を受審する方
- (2) 新剣連公認審判員有資格者で、令和3年度新剣連主催大会及び後援大会の審判予定者
 - * 公認審判員有資格者で令和元年度審判講習会未受講者は、令和3年度の審判講習会を受講しなければ、公認審判員の資格が失効しますのでご注意ください。
- (3) 剣道称号及び剣道四段以上の昇段審査の受審予定者

3 日時

令和3年5月9日（日）

- 受付 講習会・審査会 8 : 3 0 ~ 9 : 0 0
- 公認審判員講習会 9 : 1 0 ~ 1 2 : 0 0
- 認定審査会 1 2 : 1 5 ~ 1 3 : 0 0

4 会 場

「黒埼地区総合体育館」 新潟市西区金巻746 TEL 025-377-5211

5 受講料及び認定審査受審料

- ① 認定審査受審料 2,000円 (当日、会場にて徴収します)
- ② 講習会受講料 3,000円 (") (保険料込)

6 締め切り期日及び申込み先

令和3年4月30日(金)まで加盟団体ごと別紙様式によりお申込みください。

申込先 新潟市剣道連盟事務局
〒950-0963 新潟市中央区南出来島2-4-6
山崎 国光 TEL・FAX 025-284-2158
Mail n.kendourenmei@gmail.com

7 認定審査学科試験解答用紙の提出について

別紙学科試験解答用紙に事前回答の上、受付時に提出してください。

8 その他

- 新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、マスクの着用をお願い致します。
- 受付時の混雑をなくすため、講習申込書(個人票)を事前に作成し受け付け時に提出願います。
申込書は、ホームページの様式に掲載されています。
- 今回は、審判実技のみとなりますので服装は、公認審判員の服装で受講をお願い致します。
- 剣道手帳を持参してください。
- 公認審判員有資格者は、過去配布済み「審判講習会資料」を持参してください。新剣連HPからダウンロードできます。

○ 令和3年度 審判講習会の日程

*下記のいずれかの会場で受講してください。

4月 11日(日)	謙信公武道館	4月 29日(日)	長岡市北部体育館
5月 9日(日)	新潟市黒埼地区体育館	7月 11日(日)	サンビレッジしばた
11月 7日(日)	両津総合体育館		

公認審判員

令和3年度 学科試験解答用紙

会場

受験日 令和 年 月 日

受験番号

氏名

加盟
団体名

- 1 「審判員の心得」について述べなさい。

- 2 「有効打突の条件」について説明しなさい。

- * 黒鉛筆または黒ボールペンを使い、事前に手書きで解答を記入してください。
- * 受験番号が確定したら番号を記入し、受付に提出してください。

受審番号

氏名

3 次の各文は、有効打突の判定および禁止行為についての取り扱いを示したものである。正しいものには○、誤っているものには×を記入しなさい。

- ① 赤の面打ちに対して、白がこれを右小手で避けた。白の右小手を捉えたので「小手あり」として有効打突とした。
- ② 赤が先に面を打って有効打突と判定したが、直後に白が突きを突き、このために赤の体勢が崩れて倒れたので赤の有効打突を取り消した。
- ③ 被打突者の剣先が打突者の上体前面に付いて、その氣勢や姿勢が充実していると判断した場合は、有効打突とならない。
- ④ 倒れた者に、一呼吸置いた後の打突も有効打突になる。
- ⑤ 竹刀を落とした者に、直ちに加えた打突は有効打突になる。
- ⑥ 一方が、場外に出ると同時に加えた打突は一本とならない。
- ⑦ 有効打突が両者同時にあった場合（相打ち）は、一本としない。
- ⑧ 片足が場内、もう一方の足が境界線上にあっても場外反則となる。
- ⑨ 倒れた時に、身体の一部が境界線外に出た場合は、場外反則となる。
- ⑩ 胴体部が場内であれば、境界線外において身体の一部または竹刀で身体を支えても場外反則とならない。
- ⑪ 倒れたとき、相手の攻撃に対応することなく、うつ伏せなどになった場合、反則となる。
- ⑫ 主審と副審一人が有効打突を表示した。もう一人の副審は旗の表示はしなかったが、有効打突が決定したので、主審はそのまま流し宣告をした。
- ⑬ 三人の審判員は表と裏の位置関係にあるが、一番よく見える位置の審判員の判定に追随すべきである。
- ⑭ 主審による鏝競り合いの処置に対して、副審が不信感や疑問を持った場合、副審は「止め」を宣告することができる。
- ⑮ 明らかな反則行為があったにもかかわらず、主審が気付かなかつたり見えなかつたりした場合、副審は「止め」を宣告することができる。
- ⑯ 有効打突や反則に関して合議を行った場合、その結果を主審だけが旗の表示を行う。
- ⑰ 竹刀が回っていることについて、主審が気付かずいたので副審が「止め」を宣告して、主審に知らせた。
- ⑱ 境界線でもつれて、どちらか一方が場外に出るまで待ち反則を取った。

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱